

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―一二三―四六

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(国の行政機関の内部部局)</p> <p>第二条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院</p>	<p>(国の行政機関の内部部局)</p> <p>第二条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院</p>

規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。

一〇十一 (略)

十二 サイバー通信情報監理委員会事務局

十三〇四十七 (略)

規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。

一〇十一 (略)

(新設)

十二〇四十六 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。